

忠別川川づくり検討会設置要領

(目的)

第1条 本検討会は、忠別川の川づくり計画の策定のため、忠別川流域の現状や課題及び将来像、並びに地域と連携・協働できる川づくりについて意見を頂き考え方を取りまとめるものである。

(組織)

第2条 検討会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員の条件は忠別川に関わって活動をしている有識者とし、旭川開発建設部長が委嘱する。

3 委員の任期は、原則として委嘱承認日から毎年度末日までとする。

4 委員長は委員が互選する。委員長は検討会を総括する。

(議事内容)

第3条 検討会は、次に掲げる議事を行う。

- (1) 忠別川の現状と課題に対する意見交換
- (2) 忠別川の将来像に対する意見交換
- (3) 地域と共に連携・協働できる川づくりの検討
- (4) その他、忠別川の川づくりに関して必要な事項

(公開)

第4条 検討会の議事内容の公開方法については、検討会で定める。

(事務局)

第5条 検討会の事務局は、旭川開発建設部治水課に置く。

2 事務局は運営に必要な事務を処理する。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、委員長が検討会に諮って定める。

附 則

この設置要領は、平成24年10月26日から施行する。